

茨木市立東奈良小学校PTA規約

第一章 名称

第一条 本会を茨木市立東奈良小学校PTAと称し、所在地を東奈良小学校内におく。
(所在地)茨木市東奈良二丁目五番三十六号

第二章 目的

第二条 本会の目的は、家庭と学校と学区内における児童の福祉を増進し心身の健全な発達をはかるとともに、民主的教育を推進しようすることにある。

第三条 本会は、教育を本旨とする任意団体であって営利的、宗教的、政治的色彩を持つものではなく、また、いかなる団体・個人の干渉も受けない。

第四条 本会は、会の目的を果たすため茨木市内(必要に応じて府下・全国)各校下の同じ団体、または目的を同じくする団体と協力することができる。

第五条 本会は、学校の教育活動に協力するため、意見を具申するが学校の管理運営や教職員の人事に干渉するものではない。

第三章 会員

第六条 本会の会員は、本校に在籍する児童の父と母、またはそれに代わる人(以下保護者という)、本校に勤務する教職員とする。

第四章 役員

第七条 一 本会の役員は、次の通りとする。

- 1 会長一名
 - 2 副会長三名
 - 3 書記三名 教職員及び保護者
 - 4 会計三名 教職員及び保護者
- 役員の兼任はできない。

二 役員は、総会の承認を得て、四月一日より就任する。

三 役員の任期は、一年とするが再選は妨げない

四 前項の役員は、PTA活動の実情に応じて、会長を除き若干名の増減をすることができる。

第八条 役員の仕事は次の通りである。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。
- 三 書記は、各種の会合について通知し、その活動状況を記録する。
- 四 会計は、総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。

第五章 役員等選出

第九条 役員の出選及び就任は、次の通り行う。

- 一 役員候補者の選出は、役員候補者指名委員会(以下指名委員会と言う)で行う。
- 二 指名委員会は、次の通り四月に構成する。
 - 1 各委員会により数名を選出する。(実行委員会を除く)
 - 2 実行委員会より二名選出する。
 - 3 教職員より二名選出する。
- 三 指名委員会は、互選により正副委員長を決定する。
- 四 指名委員会は、役員候補者並びに会計監査委員候補者を選定し、被指名者の同意を得て全会員に通告し、総会の承認を受ける。
- 五 会員は、役員等に立候補することができる。但し、所定の日までに指名委員会に申し出ることとする。

第六章 会計

第十条 本会の経費は、会費でまかなう。

第十一条 会費は、一会員月額二〇〇円とし、十二月分まとめて納入する。

第十二条 本会の資産は、第二章の目的達成以外には支出又は使用してはならない。

第十三条 本会の会計年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第七章 会計監査委員

第十四条 本会に会計監査委員をおく。

会計監査委員は、二名とする。

会計監査は、一年に二回以上行い、その年度の会計監査の結果を総会に報告する。

第八章 総会

第十五条 総会は年度初めの総会、年度末総会、臨時総会とする。

一 総会では、次の事項を審議し承認をうけなければならない。

- 1 事業計画及び予算案の審議
- 2 事業及び決算報告の承認
- 3 役員等の選出
- 4 規約の改正
- 5 その他重要な事項

二 臨時総会は、実行委員会の同意のもとで開くことができる。

三 総会は、全会員の五分の一以上の出席(委任状を含む)がなければ議事を開き、決議することはできない。決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

四 総会は、対面または書面による決議を行う(臨時総会を含む)。

書面総会では、第十五条の一に定める事項に関し、書面表決書による審議及び承認を受けなければならない。総会の成立要件及び決議については、第十

五条の三に準ずるものとする。

五 総会の開催形式に関しては、会長と教職員代表の合意及び実行委員会の承認のもとに決定し、全会員に通知する。

第九章 実行委員会、委員総会、特別委員会

第十六条 実行委員会は、役員、各委員会の正副委員長及び校長、教頭で構成する。

一 任務は、各委員会によって立案された事業計画の審議、内規の制定及び会員から委任された事務を処理する。PTA通信の発行をする。

二 会の招集は、必要に応じて会長が行い委員の半数以上が出席しなければ成立しない。

三 役員・会計監査に欠員が生じた時は、実行委員会にてこれを補充することができる。任期は、前任者の残任期間とする。

第十七条 委員総会は、会長が必要と認めた場合に開くことができる。

一 役員、各種委員によって構成され、年間計画その他の事項を審議する。

二 緊急を要する場合は、委員総会の決議で執行し、総会で事後承認を得ることができる。

第十八条 特別委員会は、必要がある場合に設置することができる。

第十章 各種委員会

第十九条 本会の目的を達成するために、次の委員会を設ける。

一 学年委員会は、保護者と教員との間や他の学年及び他の各種委員会との連絡協調に努める。

二 地区委員会は、当該地区を統括し、地区と本会及び他地区との連絡協調をはかるとともに、地域における児童の実態把握と指導及び環境浄化に努める。

三 広報・文化委員会は会員の文化的向上を図り、国際化時代にふさわしい生涯教育活動の展開に努める。PTA活動、活動諸団体の活動への理解と協力を深めるための広報活動に努め、PTA広報誌の発行をする。

第二十条 各委員会の選出は、次の通り行う。

一 学年委員は、各学年の保護者より二名選出する。その中より委員長一名、副委員長二名を立候補または互選にて選出する。

二 地区委員は、地区児童会単位に保護者一名を選出し、委員長一名、副委員長二名を立候補または互選にて選出する。

三 広報・文化委員は各学年の保護者より二名を選出する。その中より委員長一名、副委員長二名を立候補または互選にて選出する。

四 各種委員会の委員長に欠員が生じた時は、副委員長がその代理を努める。

五 各種委員会の委員に欠員が生じた時は、その委員会が必要に応じて、補充する事ができる。

六 前項の各委員は、PTA活動の実情に応じて、若干名の増減をすることができる。

七 第二十条の四、五、六については、実行委員会の承認を受けるものとする。

第二十一条 各種委員会の事業計画については、実行委員会にはからなければならない。

第十一章 個人情報

第二十二条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、別紙「茨木市立東奈良小学校PTA個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第十二章 改正

第二十三条 規約は、総会において出席者(委任状を含む)の三分の二以上の賛成同意で改正することができる。但し、改正案の提出については総会の五日前までに通告しておかなければならない。

第二十四条 本会の設立年月日は、昭和六十一年三月十五日とする。

付則

本規約は総会で承認された日から施行する。

本規約は昭和六十一年三月十五日より施行する。

本規約は昭和六十二年三月十四日より施行する。

本規約は平成二年三月三日より施行する。

本規約は平成三年三月二日より施行する。

本規約は平成五年三月六日より施行する。

本規約は平成六年三月五日より施行する。

本規約は平成八年三月二日より施行する。

本規約は平成九年三月十五日より施行する。

本規約は平成十一年三月六日より施行する。

本規約は平成十四年三月二日より施行する。

本規約は平成十七年五月二十一日より施行する。

本規約は平成二十三年三月五日より施行する。

本規約は平成二十五年五月十八日より施行する。

本規約は平成二十七年三月七日より施行する。

本規約は平成二十九年五月二十日より施行する。

本規約は平成三十年三月三日より施行する。

本規約は令和二年七月十一日より施行する。

本規約は令和三年七月十七日より施行する。

本規約は令和四年三月十二日より施行する。